

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

|       |                                                       |       |             |
|-------|-------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |       |             |
| 内 容   | 県庁にて調査                                                |       |             |
| 年 月 日 | 令和5年 5月 8日～                                           | 年 月 日 | 金 額 3,280 円 |

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 目 的                  | 議事課レク                        |
| 使 途                  | 交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2) |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 調査を通じて今後の議会活動に役立てる。          |

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 5・6枚目使用

領収書の原本は 3-8-4-13に添付

RS.47

領 収 書

Receipt

様

領収年月日 2023.-4.22

金 額 ￥9,840 (消費税等込み)

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(30129 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡駅

静岡駅MV-12発行 40130-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

| 案分の理由               | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 3,280 円  | 1/1    | 3,280 円       |
|                     |          | 100%   |               |

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

|         |                                                       |       |             |
|---------|-------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 経 費 項 目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |       |             |
| 内 容     | 県庁にて調査                                                |       |             |
| 年 月 日   | 令和5年 5月11日～                                           | 年 月 日 | 金 額 3,280 円 |

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 目 的                    | 交通基盤部レク                      |
| 使 途                    | 交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2) |
| 政務活動・<br>県政との<br>関 連 性 | 調査を通じて今後の議会活動に役立てる。          |

《領収書貼付枠》  
回数券 6 枚綴り 1・2 枚目使用

領 収 書

Receipt 様

領収年月日 2023. - 4. 22

金 額 ￥9,840 (消費税等込み)

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60125 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡駅

静岡駅MV-12発行 00126-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

| 案分の理由               | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 3,280 円  | 1/1    | 3,280 円       |
|                     |          | 100%   |               |

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

|       |                                                       |       |             |
|-------|-------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |       |             |
| 内 容   | 会費                                                    |       |             |
| 年 月 日 | 令和5年 5月18日～                                           | 年 月 日 | 金 額 2,000 円 |

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 目 的                    | 掛川観光協会会員との意見交換         |
| 使 途                    | 意見交換会会費                |
| 政務活動・<br>県政との<br>関 連 性 | 観光事情を聞き取り今後の議会活動に役立てる。 |
| 《領収書貼付枠》               |                        |
| 支払者: 増田 享大             |                        |

領収書

No. \_\_\_\_\_

様

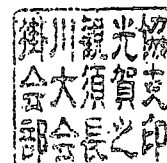
金額

2,000円

但 令和5年度掛川観光協会大須賀支部懇親会費として

令和5年5月18日

上記正に領収いたしました

掛川観光協会大須賀支部  
会 長

|                     |          |        |               |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由               | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 2,000 円  | 1/1    | 2,000 円       |
|                     |          | 100%   |               |

令和5年4月20日

県議会議員 増田享大 様

掛川観光協会大須賀支部  
会 長

令和5年度掛川観光協会大須賀支部総会及び懇親会について

拝啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より観光行政ならびに当観光協会事業の推進につきまして、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当観光協会は大東・掛川観光協会と統合し、18年目を迎えましたが、大須賀支部として活動を継続して参りますので、引き続き貴職の力強い御支援をお願い申し上げます。

つきましては、令和5年度総会を下記日程により開催いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

また、総会終了後は新型コロナウイルス感染対策を徹底したうえで、懇親会（会費制）の開催を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染状況によっては、総会および懇親会を中止または変更する場合がございますので、御了承ください。

記

- 1 日 時 令和5年5月18日（木）午後6時～（受付午後5時～）
- 2 会 場 八百甚（中本町） TEL:0537-48-2008
- 3 件 目 (1) 令和4年度事業報告（案）及び収支決算（案）について  
(2) 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について  
(3) その他
- 4 懇親会 ・1人2,000円の会費をお願いいたします。  
・当日会場にてお支払いください。

※5月8日（月）までに観光交流課 まで出欠の御連絡をお願いいたします。

電話・FAXは下記のとおりです。

掛川観光協会大須賀支部  
事務局  
電 話 : 0537-21-1121  
FAX : 0537-21-1164

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

|       |                                                                |       |              |
|-------|----------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費 |       |              |
| 内 容   | 事務所賃貸料 (5・6月分)                                                 |       |              |
| 年 月 日 | 令和5年 5月19日～                                                    | 年 月 日 | 金 額 56,100 円 |

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 目 的                    | 政務活動を行う事務所賃貸料 |
| 使 途                    | 令和5年5・6月分     |
| 政務活動・<br>県政との<br>関 連 性 |               |

《領収書貼付枠》

ご利用明細

 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

|          |               |         |
|----------|---------------|---------|
| 年 月 日    | 振替先店番・科目・口座番号 |         |
| 05 05 19 |               | 150     |
| 銀行番号     | 店番号           | 科目 口座番号 |
|          |               |         |
| お取扱店     | お取引内容         | お取引金額   |
| 0311     | お引出し          | ¥56,100 |
| お取扱枚数    | *****         |         |
|          | おつり           | 残 高     |
|          |               | *****   |
| キャッシング   | 手数料           | 時刻      |
|          | ¥009560056    |         |

お振込先明細・ご案内

シス`オカ  
カケカ`ワ  
当座 309434  
カ`ヨシタ` 様  
  
マスタ` タカヒロ 様  
TEL0537-21-2700

ご利用明細

 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

|          |               |         |
|----------|---------------|---------|
| 年 月 日    | 振替先店番・科目・口座番号 |         |
| 05 05 19 |               | 150     |
| 銀行番号     | 店番号           | 科目 口座番号 |
|          |               |         |
| お取扱店     | お取引内容         | お取引金額   |
| 0311     | お引出し          | ¥56,100 |
| お取扱枚数    | *****         |         |
|          | おつり           | 残 高     |
|          |               | *****   |
| キャッシング   | 手数料           | 時刻      |
|          | ¥009560055    |         |

お振込先明細・ご案内

シス`オカ  
カケカ`ワ  
当座 309434  
カ`ヨシタ` 様  
  
マスタ` タカヒロ 様  
TEL0537-21-2700

06.520.38 (裏面もご覧ください)

06.520.38 (裏面もご覧ください)

|            |           |        |               |
|------------|-----------|--------|---------------|
| 案分の理由      | 領収書金額(a)  | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 後援会活動を含むため |           | 1/2    |               |
| 案分する       | 112,200 円 | 50%    | 56,100 円      |

|      |         |
|------|---------|
| 整理番号 | 3-5-5-5 |
|------|---------|

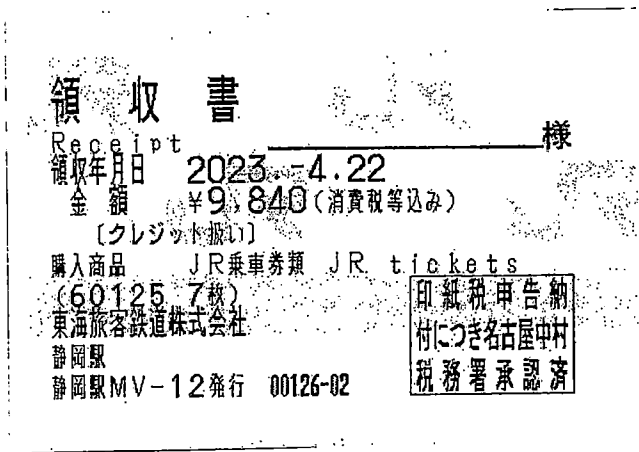
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

|         |                                                      |       |             |
|---------|------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 経 費 項 目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |       |             |
| 内 容     | 県庁にて調査                                               |       |             |
| 年 月 日   | 令和5年 5月22日～                                          | 年 月 日 | 金 額 3,280 円 |

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 目 的                    | 地域医療課レク                      |
| 使 途                    | 交通費 JR新幹線 掛川駅⇔静岡駅 (@1,640×2) |
| 政務活動・<br>県政との<br>関 連 性 | 調査を通じて今後の議会活動に役立てる。          |

《領収書貼付枠》  
回数券6枚綴り 3・4枚目使用  
領収書の原本は 3-5-5-a に添付



| 案分の理由               | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 3,280 円  | 1/1    | 3,280 円       |
|                     |          | 100%   |               |

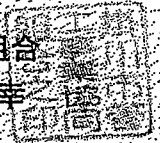


3-5-5-6

令和5年4月27日

掛川市管工事業協同組合顧問  
静岡県議会議員 増田享大 様

掛川市管工事業協同組合  
代表理事 鈴木博幸



掛川市管工事業協同組合通常総会並びに懇親会のご案内

拝啓 春暖の候 貴台におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

さて、この度下記の通り通常総会並びに懇親会を開催致します。  
時節柄ご多用の事とは存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

又、大変恐縮とはございますが、懇親会の席にてご挨拶を賜りたく存じます。

敬具

記

|   |      |              |       |
|---|------|--------------|-------|
| 日 | 時    | 令和5年5月26日(金) |       |
|   | 通常総会 | 17:00~18:15  | 組合事務所 |
|   | 懇親会  | 19:00~21:00  | うおそう  |

|   |   |      |            |
|---|---|------|------------|
| 場 | 所 | 通常総会 | 組合事務所(園ヶ谷) |
|   |   | 懇親会  | うおそう(大手町)  |

懇親会会費: 8,000円

\* 大変恐れ入りますが、5月19日(金)までに電話(22-8033)又はFAX(29-7079)にてご連絡くださいますようお願い致します。



## 支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

|       |              |       |             |
|-------|--------------|-------|-------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費    |       |             |
| 内 容   | fan 地域医療を育む会 |       |             |
| 年 月 日 | 令和5年 5月28日～  | 年 月 日 | 金 額 2,000 円 |

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 会の趣旨・目的      | 病院・看護現場・利用者を繋ぎより良い医療環境を整備する。 |
| 会の活動内容等      | 研修会、講演、啓発活動                  |
| 政務活動・県政との関連性 | 県地域医療計画の方針に沿うものである。          |

## 《領収書貼付枠》

領 収 証

増田 享大 様

No. \_\_\_\_\_

★ ￥ 2,000-

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但

正会費

R5年5月28日 上記正に領収いたしました

登録番号

NPO法人

f.a.n.

地域医療を育む会

収入印紙

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

| 案分の理由            | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 2,000 円  | 1/1    | 2,000 円       |
|                  |          | 100%   |               |

# NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f. a. n. 地域医療を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中東遠地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①地域医療に関する啓発・情報発信事業
  - ②地域医療に関する学習会開催事業
  - ③その他、法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むも

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があら

じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

2-5-5-7

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

3-5-5-7

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

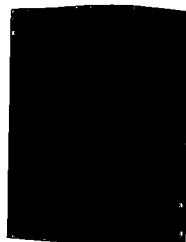
理事

同

同

監事

同



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員会費 2,000円(1年間分)
  - (2) 賛助会員会費(個人) 1口 500円(1口以上)(1年間分)
  - 賛助会員会費(団体) 1口 5,000円(1口以上)(1年間分)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

|            |          |        |               |
|------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由      | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 後援会活動を含むため |          | 1/2    |               |
| 案分する       | 50,000 円 | 50%    | 25,000 円      |

支出証拠書（自動車燃料代）

【5月分】

（会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大）

| 区分   | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 年月日  | 年 月 日          | 年 月 日       |             |
| 走行距離 | km             | km          | km          |

(経費項目別充当額)

| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法※     | 充当額 (円) |
|------|-----------|-----------|---------|
| 事務費  |           | 円× km/ km | 4,122   |

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名

Enejet

納品書(領収書)

2023年05月16日 17:06

売上  
カード会員様

現金  
車両番号  
0026-00  
レギュラー  
55.45L

実車番

P-11

引当ID値引 159円 3円  
値引後単価 156円  
合計 8,650  
(消費税10%対象)  
内消費税等 865  
お預り 10,000  
お釣り 1,350

カード番号: 基本P  
ポイント: 特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント 2~3日  
本日付与されたポイントは有効期限切  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセル7掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
レシートNo 5060-04  
デ-タNo1192-1194  
999監視スタッ 2023/05/16

Enejet

納品書(領収書)

2023年05月24日 13:59

売上  
カード会員様

現金  
車両番号  
0026-00  
レギュラー  
49.31L

実車番

P-20

引当ID値引 3円  
値引後単価 159円  
合計 7,840  
(消費税10%対象)  
内消費税等 784  
お預り 10,000  
お釣り 2,160

カード番号: 基本P  
ポイント: 特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント 2~3日  
本日付与されたポイントは有効期限切  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセル7掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
レシートNo 1945-07  
デ-タNo5102-5104  
999監視スタッ 2023/05/24

\*\*\*お知らせ\*\*\*  
燃料油価格の表示には政府の補助金を含んでいます。

| 案分の理由             | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-------------------|----------|--------|---------------|
| 後援会活動・私用を含むため案分する | 16,490 円 | 1/4    |               |
|                   |          | %      | 4,122 円       |